

## ごみ処理残灰運搬業務仕様書

### 第1章 総 則

本仕様書は、つがる西北五広域連合が発注するごみ処理残灰運搬業務委託に適用する。

#### 第1節

1 委託業務名 ごみ処理残灰運搬業務委託

2 業務の内容

(1) 西部クリーンセンター（以下「センター」という。）から排出されるごみ処理残灰（主灰及び飛灰）の運搬業務。

(2) 運搬場所は、センターから下記の市町の最終処分場までとし、順路及び搬出実施日については発注者が指示する。（参考例：令和7年度運搬実施計画表は別紙のとおり）

搬出先	つがる市	中泊町
	つがる市一般廃棄物最終処分場	中泊町一般廃棄物最終処分場
運搬量（予定）	810 t	263 t
運搬日数（予定）	81日	27日
運搬台数（予定） (5t積み)	162台	53台
運搬距離（片道）	13km	16km

※運搬距離は西部クリーンセンターから各最終処分までの距離

3 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 法令等の厳守

業務を行うに当たり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障をきたさないように関係する法令、規則、規定を厳守すること。

5 損害賠償責任等

業務の実施に関し、第三者に損害を与えたとき、又はこの契約が解除された後においても損害を与えたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

6 秘密の保持

委託業務の内容について知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7 仕様書の適用

本仕様書に明記なき事項については、協議の上決めるものとする。

### 第2章

#### 第1節 条 件

1 運搬車両

(1) 運搬車両は、最大積載量3.5t以上6t以下の深ダンプ（深型荷台）とし、荷台のアオリ高さが800mm以上とする。

ごみ処理残灰の運搬時は、荷台開口部をシート等で全面に覆い飛散防止を行うこと。シート等の開閉・脱着の方法は問わないが、走行時に風圧等によりめくれ又は隙間が生じないよう確実に固定すること。

なお、受入供給設備の開口部の寸法・配置等に適合し、支障なく進入及びごみ処理残灰の積み込みが可能な車両を使用すること。

ア 全幅・・・2, 500mm以内

イ 全高・・・2, 850mm以内（ただし、車両後部（テールゲート）の高さは地上から2, 400mm以内）

ウ 車両総重量・・・20, 000kg以内

(2) 搬出日に搬出されるごみ処理残灰の量は平均約10トンとなる。そのごみ処理残

灰を午前7時30分から午後2時までにセンターにおいて積載し、指定する搬出先まで運搬すること。

- (3) 車検及び故障時は、速やかに代替車両を準備すること。その際は、運搬車両の写真及び車検証の写しを提出すること。
- (4) 受注者は運搬車両について、業務前に始業点検を行うなど常に整備点検を実施し、適正に維持管理しなければならない。
- (5) 運搬車両は、受注者の負担により対人、対物補償の付帯した自動車保険に加入すること。

## 2 運転手、燃料等

- (1) 運搬車両の運転手（以下「業務運転手」という。）は、受注者において直接雇用する者とし、業務運転手、運搬車両の燃料その他運搬車両に要する経費は、すべて受注者の負担とする。
- (2) 業務運転手が業務に従事しているときもその健康状態に留意し、業務の遂行に支障があると認められる場合は、代替の業務運転手を用意すること。

## 3 その他

- (1) ごみ処理残灰の積み込み作業及び計量作業については、施設職員の指示に従うこと。
- (2) 業務中は積荷に他のものを混入しないこと。
- (3) 受注者は、運搬中にごみ処理残灰が飛散又は流出しないよう必要な措置（シート等による確実な被覆を含む）を講じなければならない。万一、飛散又は流出が生じた場合は、受注者の責任及び負担において直ちに回収・清掃等の必要な処理を行い、周辺の安全確保及び二次被害の防止に努めるとともに、発注者に遅滞なく報告しなければならない。また、原因を確認の上、再発防止策を講じること。
- (4) 受注者は当月分の業務状況について、報告書を翌月の指定された期日までに発注者に延滞なく提出すること。また、報告書で使用する運搬数量はセンターで計量した値とすること。
- (5) 業務で使用する運搬車両の写真及び車検証の写し、並びに業務運転手の免許証の写しを業務開始前までに発注者に提出すること。

## 受入供給設備の開口部寸法・配置



①主灰搬出口



②飛灰搬出口

